



# 別海町議会会議録

第1号（平成27年 9月 8日）

---

## ○議事日程

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第 2  |         | 議会運営委員会報告                                |
| 日程第 3  |         | 会期決定の件                                   |
| 日程第 4  |         | 諸般の報告                                    |
| 日程第 5  |         | 行政報告                                     |
| 日程第 6  |         | 提出案件の概要説明                                |
| 日程第 7  | 承認第 4号  | 専決処分した事件の承認について（別海町一般会計補正予算（第2号））        |
| 日程第 8  | 議案第 72号 | 平成27年度別海町一般会計補正予算（第3号）                   |
| 日程第 9  | 議案第 73号 | 平成27年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）              |
| 日程第 10 | 議案第 74号 | 平成27年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）               |
| 日程第 11 | 議案第 75号 | 平成27年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）                 |
| 日程第 12 | 議案第 76号 | 別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 13 | 議案第 77号 | 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 14 | 議案第 78号 | 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 79号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について              |
| 日程第 16 | 議案第 80号 | 北海道市町村総合事務組合格約の変更について                    |
| 日程第 17 | 議案第 81号 | 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について                  |
| 日程第 18 | 議案第 82号 | 町道の路線廃止について                              |
| 日程第 19 | 議案第 83号 | あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について            |
| 日程第 20 | 議案第 84号 | 工事請負契約の締結について（西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事） |
| 日程第 21 | 議案第 85号 | 平成26年度別海町水道事業会計利益の処分について                 |
| 日程第 22 | 認定第 1号  | 平成26年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について                |
| 日程第 23 | 認定第 2号  | 平成26年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 24 | 認定第 3号  | 平成26年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について           |

|         |         |                                       |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 2 5 | 認定第 4 号 | 平成 2 6 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 2 6 | 認定第 5 号 | 平成 2 6 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第 2 7 | 認定第 6 号 | 平成 2 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 2 8 | 認定第 7 号 | 平成 2 6 年度町立別海病院事業会計決算認定について           |
| 日程第 2 9 | 認定第 8 号 | 平成 2 6 年度別海町水道事業会計決算認定について            |
| 日程第 3 0 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の一部変更について）          |
| 日程第 3 1 | 報告第 6 号 | 平成 2 6 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第 3 2 | 報告第 7 号 | 平成 2 6 年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告について      |

#### ○会議に付した事件

|         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第 2   |           | 議会運営委員会報告                                |
| 日程第 3   |           | 会期決定の件                                   |
| 日程第 4   |           | 諸般の報告                                    |
| 日程第 5   |           | 行政報告                                     |
| 日程第 6   |           | 提出案件の概要説明                                |
| 日程第 7   | 承認第 4 号   | 専決処分した事件の承認について（別海町一般会計補正予算（第 2 号））      |
| 日程第 8   | 議案第 7 2 号 | 平成 2 7 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）              |
| 日程第 9   | 議案第 7 3 号 | 平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）         |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 4 号 | 平成 2 7 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）          |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 5 号 | 平成 2 7 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）            |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 6 号 | 別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 7 号 | 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 8 号 | 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 9 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について              |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 0 号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について                    |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 1 号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について                  |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 2 号 | 町道の路線廃止について                              |
| 日程第 1 9 | 議案第 8 3 号 | あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について            |
| 日程第 2 0 | 議案第 8 4 号 | 工事請負契約の締結について（西春別・上西春別小学校講               |

堂天井耐震改修建築主体工事)

- 日程第21 議案第85号 平成26年度別海町水道事業会計利益の処分について  
日程第22 認定第1号 平成26年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第23 認定第2号 平成26年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第24 認定第3号 平成26年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第25 認定第4号 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第26 認定第5号 平成26年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第27 認定第6号 平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第28 認定第7号 平成26年度町立別海病院事業会計決算認定について  
日程第29 認定第8号 平成26年度別海町水道事業会計決算認定について  
日程第30 報告第5号 専決処分の報告について(工事請負契約の一部変更について)  
日程第31 報告第6号 平成26年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について  
日程第32 報告第7号 平成26年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告について

○出席議員(16名)

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 小 椋 哲 也     | 2番  | 外 山 浩 司     |
| 3番  | 大 内 省 吾     | 4番  | 木 嶋 悦 寛     |
| 5番  | 松 壽 孝 雄     | 6番  | 森 本 一 夫     |
| 7番  | 今 西 和 雄     | 8番  | 西 原 浩       |
| 9番  | 沓 澤 昌 廣     | 10番 | 小 林 敏 之     |
| 11番 | 瀧 川 榮 子     | 12番 | 戸 田 憲 悦     |
| 13番 | 中 村 忠 士     | 14番 | 渡 邊 政 吉     |
| 副議長 | 15番 佐 藤 初 雄 | 議 長 | 16番 松 原 政 勝 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

|             |         |               |           |
|-------------|---------|---------------|-----------|
| 町 長         | 水 沼 猛   | 副 町 長         | 佐 藤 次 春   |
| 教 育 長       | 真 籠 毅   | 代表監査委員        | 志 賀 正 章   |
| 監 査 委 員     | 田 村 秀 男 | 教 育 委 員 長     | 大 塚 保 男   |
| 選挙管理委員長     | 高 崎 好 藏 | 農 業 委 員 会 会 長 | 小 野 榮 一   |
| 総 務 部 長     | 竹 中 仁   | 福 祉 部 長       | 河 嶋 田 鶴 枝 |
| 産 業 振 興 部 長 | 佐 藤 則 夫 | 建 設 水 道 部 長   | 宮 越 正 人   |
| 教 育 部 長     | 中 谷 隆 弘 | 病 院 事 務 長     | 佐 藤 一 彦   |

|         |      |          |      |
|---------|------|----------|------|
| 会計管理者   | 田保圭乙 | 監査委員事務局長 | 佐藤敏  |
| 農委事務局長  | 山崎茂  | 総務部次長    | 佐藤告  |
| 建設水道部次長 | 金田秀幸 | 総務課長     | 佐藤告  |
| 総合政策課長  | 浦山吉人 | 財政課長     | 阿部美幸 |
| 福祉課長    | 山田一志 | 介護支援課長   | 今野健一 |
| 町民課長    | 三戸俊人 | 老健事務長    | 伊藤輝幸 |
| 農政課長    | 門脇芳則 | 水産みどり課長  | 干場富夫 |
| 商工観光課長  | 川畑智明 | 管理課長     | 伊藤一成 |
| 事業課長    | 金田秀幸 | 事業課技術長   | 山岸英一 |
| 上下水道課長  | 小島実  | 図書館長     | 千葉宏  |

○議会事務局出席職員

事務局 局長 登藤和哉 主 幹 田畑直樹

○会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 13番 | 中村忠士 | 14番 | 渡邊政吉 |
| 15番 | 佐藤初雄 |     |      |

---

◎開会宣言

○議長（松原政勝君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成27年第3回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

13番中村議員、14番渡邊議員、15番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） それでは、議会運営委員会から報告をいたします。

7月28日・8月21日・9月1日・3日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告いたします。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で26件であります。

提出されました議案は、平成27年度各会計補正予算が4件、条例の一部改正が3件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約などの変更が3件、町道の路線廃止1件、あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更1件、工事の請負契約締結が1件、専決処分した事件の承認が1件、平成26年度別海町水道事業会計利益の処分が1件、平成26年度各会計決算認定が8件、専決処分の報告が1件、平成26年度決算に基づく町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件、平成26年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告が1件であります。

これら提出案件のうち、平成26年度各会計決算認定第1号から8号までの8件については一括議題とし、平成26年度各会計決算審査特別委員会を設置して、慎重な審議をすべきといたしました。

なお、特別委員会の構成は佐藤議員、渡邊議員、瀧川議員、今西議員、松壽議員、外山議員、小椋議員の7名を選任すべきものと決定しました。

また、報告第5号から7号までの3件につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、9月8日から11日までの4日間とし、一日目は行政報告や提出案件の概要説明のあと、提出議案の内容説明・質疑を行うこととしました。

なお、先議の申出のありました承認第4号専決処分した事件の承認については、一日目の提出案件の概要説明終了後に質疑・討論・採決までを行います。

二日目には、一般質問を行い、三日目は休会とし各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うこととしました。

また、本定例会においても各常任委員会開催のため、休会日を1日設け、各常任委員会での議案審査や所管事務調査などの討議の時間を確保した日程といたしました。

各常任委員会の運営については、委員長はじめ議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、大内議員、外山議員、木嶋議員、中村議員、小椋議員、瀧川議員、今西議員の7名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問と答弁を心掛けるようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。

その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が3件であります。

一件目は「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を杳澤議員から、二件目は「安保法案の今国会での成立にこだわることなく慎重審議を尽くすことを強く求める意見書」を中村議員から、三件目は「子どもの医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書」を瀧川議員から、それぞれ定例会最終日に提案されることになっております。

また、「反問権」についてですが、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのものであり、質問や回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。町長をはじめ執行機関ならびに議員各位にはその趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容についての報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの4日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月11日までの4日間に決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 諸般の報告

- 議長（松原政勝君） 日程第4 諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎日程第5 行政報告

- 議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告を行います。  
町長。

- 町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成27年第3回の別海町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

定例会開会にあたり、行政報告を申し上げます。

まず、はじめに「産業の動向について」でございます。

酪農と畜産ですが、町内の生乳生産量は1月から7月末までで26万9千トン、対前年比100%、販売額では255億5,000万円、対前年比104.8%で、乳量は前年同期並み、乳代は前年実績を上回っている状況です。

牧草の生育状況については、9月1日現在で平年並み、農作業の状況は収穫の始まりが平年より5日早い状況で、飼料用とうもろこしについても、平年並みの生育状況となっております。

また、家畜の暑熱被害ですが、7月1日から8月20日までの町内における乳用牛の日射病・熱射病については、昨年より8頭多い12頭で発症し、3頭が死亡、残り9頭は回復しております。

次に、中央への要請行動ですが、8月5日と6日の二日間、国営環境保全型かんがい排水事業予算の確保に向け、町をはじめ議会、農協、漁協などオール別海町で、農林水産省、国土交通省及び関係する国会議員に対し要請活動を行ってまいりました。

各省庁並びに議員の方々からは、「一大酪農生産基地である別海町が、このような取り組みを行っていくことが非常に大切であり、予算の確保に向け努力させていただきたい」などと、前向きな回答をいただいたところでございます。

国営環境保全型かんがい排水事業をはじめ、農業農村整備事業の予算確保に向けては、今後も継続した要請や政策提案を行ってまいります。

次に、「水産業の状況」でございます。

野付、別海両漁協における8月末までの漁獲量は、対前年比で112%、金額では182%、約42億5,000万円の増と、近年にない水揚金額となっておりますが、特にホタテ貝の輸出需要増大が高価格の要因となっているとのこと。

また、北海シマエビ漁につきましては、昨年より2トンほど多い22トンの漁獲で夏漁を終え、操業後の調査では秋エビ漁についても期待が持てる資源の状況と聞いております。

本町の主要漁業である秋サケ定置網漁は、9月1日から網が入っておりますが、9月5日現在の水揚状況は、対前年比、野付漁協が112%、別海漁協が99%と町全体としては昨年を上回る出だしとなっております。

気象等による影響など予断を許さない状況にもありますが、今後の本格的な操業に向け、

来遊状況や価格動向にも期待をしているところでございます。

次に、商工業と観光についてです。

国の経済情勢報告によると、全国、また、北海道においても「緩やかに景気が回復しつつある」としております。

しかし、本町も同様ですが、地方部においては個人消費の落ち込みや原材料のコストアップなどにより、依然として厳しい地域経済状況が続いています。

このような中、国の「地域消費喚起・生活支援等交付金」を活用した「プレミアム商品券」の販売は、町民への生活支援はもとより、町内中小企業の活性化につながるものと期待しているところでございます。

「プレミアム付商品券」の販売状況につきましては、商工会において2度に分けて販売することとしております。

1回目は、8月1日から8月31日までを販売予定期間としておりましたが、8月14日に完売となり、販売額は9,000万円、販売人数は3,113人ということでございます。

なお、2回目は、9月26日から6,000万円分の販売を予定しておりますので、こちらも、多くの町民の皆様にご購入いただきたいと考えております。

また、本年度も昨年度に引き続き、別海町中小企業振興「行動指針」に基づく担い手育成の一環として、別海高校生徒の大学視察研修を実施いたしました。

8月に北海道大学など3校の視察に20名が参加しておりますが、こちらも将来的な中小企業振興の糧になっていくものと期待をしております。

観光では、7月末現在における観光客の入込み数が、11万5,700人と前年より1,300人ほど減少しております。

この要因としては、エビ祭り当日が非常に寒く、来場者が減少したことが大きく影響したと考えております。

しかし、各施設では、道の駅11%の増、尾岱沼キャンプ場30%の増と、訪問者数が前年を上回っていることから、秋の行楽シーズンに向け、観光客入込みには期待を寄せているところであります。

今後も交流人口の増加を目指して、「食観光」を更に推進させるとともに、野付半島に建設する野鳥観察小屋などを活用した「滞在型観光」についても、より一層のPR活動を行いながら、受入体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、第1回臨時会で報告いたしました、野付半島の木道復旧につきましては、道で補正予算が議決され、来年の観光シーズンに間に合うよう復旧工事を実施するとの報告を受けているところでございます。

次は、「防災について」でございます。

8月10日から11日にかけての記録的短時間大雨により、大雨警報や土砂災害警戒情報が発令されたことから、土砂災害警戒特別区域の住民4世帯の方々には、避難所への自主避難を通知しました。

また、道路の冠水等により、町道の路盤の洗掘、路肩や法面の崩壊など、多数の被害が出たところでした。

状況としては、道路の被災で町道が145ヶ所、農道が5ヶ所の計150ヶ所、このほかにも道路冠水や通行止めが各所で発生し、他にも、土砂流出に伴う水道管損傷により断水が発生するなどの被害を受けました。

復旧については、被災路線の多くが集乳やスクールバス路線であること、また、農作業に

著しく支障を来たすことなどから、早急に復旧する必要があると判断し、一般会計補正予算第2号として8月17日付けで専決処分を行ったところでございます。

この専決処分につきましては、本定例会に承認案件として提出させていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

復旧の状況については、現在、ほぼ全箇所について発注を終え、5割程度が復旧済みとなり、順調に工事が進んでいるところでございます。

次に、8月26日から30日にかけて、道内各所で陸上自衛隊北部方面総監部等による災害対処訓練、「ノーザンレスキュー2015」が実施されました。

この訓練は、海溝型地震による大規模地震と津波災害を想定したもので、訓練に参画する北海道からの参加要請もあり、本町では、8月30日に海岸地区住民の救出訓練や、農村広場での自衛隊による炊き出し訓練、また救助用車両や機材の展示と実演などを行いました。

準備期間の短い中で、町内会を中心とした住民の皆さんの協力をいただいておりますが、ヘリコプターによる住民救出など、これまでにない訓練も行われ、大変有意義なものとなりました。

来年度以降につきましても、自衛隊や北海道と連携しながら、計画的に災害対処訓練等を実施できるよう、調整をしていきたいと考えております。

次に、「本町におけるテレワーク構想について」でございます。

テレワーク構想を具体化する事業である、総務省の委託検証事業「ふるさとテレワーク地域実証事業」につきましては、本町を含むコンソーシアムの提案が採択され、事業を広く町内外に周知するためのシンポジウム等がこの間に開催されたことは、すでに議員各位に報告させていただいております。

本日中にも総務省との委託契約が整う状況にあります。すでに日本マイクロソフト社の社員による滞在型テレワークが、8月からスタートしております。

8月の取り組みは、マイクロソフト社が独自のテレワーク事業として、総務省の地域実証事業に先駆けて行ったもので、8月21日から30日の間で実施されました。

社員6人と家族合わせて22人の方が、旧光進小中学校校舎及び旧教員住宅をサテライトオフィスや住まいとして活用しながら、本町での生活を体験していただいたところです。

8月30日からは、第2回目となる滞在型テレワークも始まっておりますが、総務省との委託契約後、本格的に始動するほかの地域実証事業も含め、その詳細を機会あるごとに情報提供してまいりますので、議員の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

次に、「国勢調査について」であります。

10月1日を調査基準日として、国勢調査が実施されます。

国勢調査は、御存知のように日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする重要な基幹統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策の基礎資料を得ることを目的とした国の最も大規模な統計調査でございます。

大正9年の第1回調査から5年ごとに実施しており、本年は20回目の調査となります。

今回は、新たな取り組みとして、パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して調査回答ができるようになります。

本町では、6月に副町長を本部長とする「国勢調査別海町実施本部」を設置しておりますが、具体的に用務にあたっていただく調査員や指導員の方々と連携を図り、今後の調査を進めてまいります。

次に、「町立別海病院の医師の状況について」です。

町立別海病院内科医長、宮西秀二医師が7月31日をもって退職されました。

宮西医師は、平成21年11月に新ひだか町立静内病院から着任し、別海病院には5年9カ月間勤務していただいたところでございます。

この間、外来診療のほか、消化器内科の専門医として内視鏡検査などの検診業務を専門に行い、町民の医療福祉に御尽力いただいておりますが、この度、御家族の事情により退職することとなったものです。

現在、内科診療は3名の医師で行っていますが、2診体制の維持、検診業務及び当直業務などに支障をきたしていることから、新たな医師確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、「総合教育会議について」でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、首長と教育委員会の連携強化のため、設置が義務付けされた「総合教育会議」につきまして、8月10日に私と教育長を含む教育委員4名が出席の上、第1回の会議を開催いたしました。

内容といたしましては、法改正による総合教育会議設置に係る趣旨の確認と本年度中に予定しております「大綱」の策定に向けた方針について、協議をしたところでございます。

大綱については、本年11月を目途に町の総合計画及び教育の基本方針に基づいて、策定に向けた作業をすすめることといたしました。

総合教育会議は、法に基づく公式な協議機関でありますので、これまで以上に教育委員会との連携を高め、教育の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

---

### ◎提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が14件、承認が1件、認定が8件、報告が3件でございます。

まず、議案第72号は一般会計、議案第73号から議案第75号までの3件については、下水道事業特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の平成27年度補正予算でございます。

一般会計で1億630万円、下水道事業特別会計で90万円、介護保険特別会計で2,490万円、水道事業会計で1,620万5,000円を、それぞれ増額補正するものでございます。

議案第76号は別海町個人情報保護条例の一部改正です。

行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に制定され、同法に基づく社会保障税番号制度が段階的に施行されています。法律の施行に伴い法律の趣旨を踏まえて、一部改正を行うものです。

また、議案第77号は別海町手数料条例の一部改正ですが、本案につきましても、同法の施行に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードが交付され、現在交付中の住民基

本台帳カードが廃止されることに伴って、関係する手数料について改正しようとするものです。

次に、議案第78号は別海町を牧柵等管理施設の設置および管理に関する条例の一部改正です。

防衛省移転措置事業による農場移転に際し、育成牛等一時管理施設の財産処分するために一部改正を行うものです。

議案第79号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更、議案第80号の北海道市町村総合事務組合理約の変更及び議案第81号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、いずれも組合の構成団体に増減が生じることなどの理由で、それぞれの組合から規約変更の協議があったものです。

議案第82号の町道の路線廃止については、事業の実施に伴い3路線を廃止するものです。

議案第83号はあらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更についてでございます。

床丹漁港改修工事の公有水面埋め立てに伴い、あらたに生じた土地を地方自治法第9条の5の規定により確認し、同法第260条の規定により町の区域に編入するため、議会の議決を求めるものです。

議案第84号の工事請負契約の締結については、8月24日に入札を行った工事のうち、予定価格が5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第85号の平成26年度別海町水道事業会計利益の処分については、地方公営企業会計制度の変更によって生じた利益剰余金を自己資本金へ組み入れるため、議会の議決を求めるものです。

次に、承認第4号は専決処分した事件の承認について。

先月10日から11日までにかけての大雨に伴う災害復旧事業について、早急に対応する必要があったため、補正予算の専決処分を行ったことから報告し、承認を求めるものでございます。

認定第1号から認定第8号までの8件は、平成26年度各会計決算の認定についてで、各会計の決算に監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

報告第5号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

報告第6号は平成26年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見をつけて報告をするものです。

最後に、報告第7号は平成26年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告についてです。

特定環境保全公共下水道事業に関して、設定していた継続費が平成26年度をもって終了いたしましたので、この精算状況について報告するものです。

以上で、提出しました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

### ◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7 承認第4号から日程第21 議案第85号までの15件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第7 承認第4号から日程第21 議案第85号までの15件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

### ◎日程第7 承認第4号

○議長（松原政勝君）　　日程第7 承認第4号専決処分した事件の承認について、平成27年度別海町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君）　承認第4号の内容について御説明いたします。

議案の22ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

このたびの専決処分につきましては、8月10日から11日にかけての大雨により、町道などに被害が発生したところ。被害の復旧に当たっては、長期間の通行どめ規制によって生活や農作業等に支障を来し、その後の降雨等によっては被害拡大の恐れもあることから、早急な復旧工事が必要でありましたので、復旧工事費について8月17日付けで予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

平成27年度別海町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

平成27年8月17日、別海町長水沼猛。

補正の内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第4号、別冊、別海町一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成27年度別海町一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度別海町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,460万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で5,010万円の増。

歳入合計で5,010万円を増額し、歳入予算の総額を167億4,460万円とするものです。

次に、歳出です。

11款災害復旧費、1項、2項、4項合わせまして5,010万円の増。

歳出合計で5,010万円を増額し、歳出予算の総額を167億4,460万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明させていただきます。

5ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金5,010万円の増は、今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰り入れを行うものです。

次に、7ページをお開きください。

3、歳出です。

11款災害復旧費、1項1目道路橋梁災害復旧費4,700万円の増は、町道被災箇所145カ所に係る災害復旧工事費の追加です。

2項1目農業用施設災害復旧費200万円の増は、農道被災箇所5カ所に係る災害復旧工事費の追加です。

4項1目公園施設災害復旧費110万円の増は、憩いの森及び7公園に係る災害復旧工事費の追加となります。

いずれも大雨の被害によるものです。

9月7日現在の復旧工事の進捗状況ですが、町道88カ所、農道3カ所が復旧済みで、復旧率は61%となっております。

公園につきましては、既に復旧工事が完了しております。

以上で、専決処分した補正第2号、承認第4号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 承認第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定されました。

---

#### ◎日程第8 議案第72号

○議長（松原政勝君） 日程第8 議案第72号平成27年度別海町一般会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(阿部美幸君) 議案第72号の内容を御説明いたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度別海町一般会計補正予算(第3号)。

平成27年度別海町一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億5,090万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、歳入で、補正額の欄で申し上げます。

9款地方特例交付金、1項で53万2,000円の減。

10款地方交付税、1項で4億4,530万1,000円の増。

14款国庫支出金、1項で3,565万4,000円の増。

15款道支出金、1項と2項で2,752万6,000円の増。

17款寄附金、1項で10万円の増。

18款繰入金、1項で4億6,200万円の減。

19款繰越金、1項で2,481万3,000円の増。

20款諸収入、4項と5項で2,456万1,000円の増。

21款町債、1項で1,087万7,000円の増。

歳入合計で1億630万円を増額し、歳入予算の総額を168億5,090万円とするものです。

次に3ページ。

歳出で2款総務費、1項、4項、6項合わせまして2,206万4,000円の増。

3款民生費、1項と2項で6,780万円の増。

4款衛生費、1項で370万9,000円の増。

6款農林水産業費、1項で79万4,000円の増。

7款商工費、1項で875万4,000円の増。

8款土木費、2項と3項で129万4,000円の増。

10款教育費、5項で188万5,000円の増。

歳出合計で1億630万円を増額し、歳出予算の総額を168億5,090万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正です。

今回の補正は、追加2件となります。

1 件目、防衛施設周辺障害防止事業は矢臼別演習場土砂流出対策工事とモニタリング業務で、期間は平成28年度、限度額は5,769万8,000円。

次に、根室中部3号主要幹線改良舗装工事で、期間は平成28年度、限度額を1億3,720万円とするものです。

次に、第3表、地方債補正です。

今回の補正は、変更と廃止をするもので、変更は13件となります。

南1号地区基幹農道整備事業から上春別56線地区農道整備事業までの11事業につきましては、いずれも道営農道整備事業に係る増減で、事業費の精査によるものです。

事業ごとの増減額については省略させていただきますが、11事業で限度額を160万円減額し、補正後の限度額を合計で1億3,940万円とするものです。

次に、西春別スケートリンク整備事業はスポーツ振興くじ助成金の交付決定などで、限度額を1,360万円減額し、補正後の限度額を9,850万円とするものです。

下段、臨時財政対策債は額の確定により、限度額を3,317万7,000円増額し、補正後の限度額を5億2,317万7,000円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

次に廃止ですが、奥行地区文化財保存整備事業、限度額は710万円ですが、起債対象外の事業となったことから廃止するものです。

合計では、補正前の限度額15億7,900万円に1,087万7,000円を増額し、補正後の限度額を15億8,987万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄で御説明いたします。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金53万2,000円の減は、交付額確定による減です。

10款地方交付税、1項1目地方交付税で4億4,530万1,000円の増は、普通交付税の交付額確定による増です。

8ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金で3,463万4,000円の増は、認定こども園に係る施設型給付費負担金の増が主なものです。

3目衛生費国庫負担金102万円の増は、未熟児養育医療費負担金です。

次に9ページ。

15款道支出金、1項1目民生費負担金1,731万7,000円の増は、認定こども園に係る施設型給付費負担金の増が主なものです。

2目衛生費負担金85万円の増は、未熟児養育費医療費負担金です。

2項1目総務費補助金20万円の増は、北海道消費者行政活性化事業補助金です。

2目民生費補助金205万6,000円の減は、認定こども園に係る施設型給付費補助金の減が主なものです。

3目衛生費補助金1,101万円の増は、エゾシカ被害対策に係る鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金です。

5目商工費補助金20万5,000円の増は、本目新設で北海道消費者行政活性化事業

補助金です。

10ページをお開きください。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金10万円の増は、本目新設で中央公民館改築のための特定寄附金です。生涯学習振興基金へ積み立て予定です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は4億6,230万円の減で、今回の補正後の財政調整基金繰入予算額は8億3,030万円となり、予算上の基金残高は21億1,470万6,000円となります。

次に、14目水沼徳一郎基金繰入金30万円の増は、本目新設で水沼徳一郎基金奨励金交付事業に充当するものです。

次に11ページ。

19款繰越金、1項1目繰越金2,481万3,000円の増は、前年度決算額確定により増するものです。

20款諸収入、4項2目農林水産業費受託事業収入10万2,000円の増は、道営農道整備事業に係る監督等受託事業収入です。

5項1目雑入2,445万9,000円の増は、スポーツ振興くじ助成金の増が主なものです。

12ページをお開きください。

21款町債、1項3目農林水産業債160万円の減は、事業費の精査により道営農道整備事業債を減するものです。

5目教育債2,070万円の減は、西春別スケートリンク整備事業に係る体育施設等整備事業債の減が主なものです。

7目臨時財政対策債3,317万7,000円の増は、額の確定によるものです。

以上が、歳入となります。

次に、歳出で13ページをお開きください。

3、歳出です。こちらも目の欄で御説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費で251万6,000円の増は、現在故障中の本庁舎前温度計の補修が主なものです。

下段、14目電子計算管理費2,291万8,000円の増は、大型レーザープリンターを購入する庁舎内ネットワーク整備事業の増。14ページに続きますが、中段、セキュリティ強化に係る北海道自治体情報システム協議会への負担金の増が主なものです。

16目諸費20万円の増は、消費者協会への補助金です。

4項2目知事及び道議会議員選挙費103万7,000円の減は、知事及び道議会議員選挙経費の執行残を減するものです。

次に15ページ下段。

3目町長及び町議会議員選挙費265万4,000円の減は、17ページと上段まで続きますが、町長及び町議会選挙経費の執行残を減するものです。

6項1目監査委員費12万1,000円の増は、監査運営経費を増するものです。

18ページをお開きください。

3款民生費、1項2目老人福祉費846万3,000円の増は、既存グループホームの建設費償還に対する補助金の追加、介護保険特別会計への繰出金の増が主なものです。

2項1目児童福祉総務費5,933万7,000円の増は、認定こども園施設型給付費負担金の増するものです。

20ページをお開きください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費30万9,000円の増は、エゾシカ被害対策事業は事業費精査により減となりますが、別海霊園の修理などにより墓地管理事業経費が増となるものです。

下段、11目養育医療費340万円の増は、未熟児養育医療費扶助費を増するものです。

22ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費156万2,000円の増は、新たな担い手の発掘、確保を目的とした担い手プロジェクト事業経費を増するものです。

4目畜産業費130万円の増は、移転農家に係る育成牛等一時管理施設を解体撤去するものです。

7目農道整備事業費206万8,000円の減は、事業費精査により道営農道整備事業負担金を減するものです。

次に23ページ。

7款商工費、1項1目商工業振興費20万5,000円の増は、消費生活関連経費を増額するものです。

2目観光費854万9,000円の増は、野付半島仮散策路を解体撤去するものです。

24ページをお開きください。

8款土木費、2項1目道路橋梁総務費42万5,000円の増は、土地購入費を増するものです。

3項1目下水道費86万9,000円の増は、下水道事業特別会計の繰出金を増するものです。

次に25ページ。

10款教育費、5項5目中央公民館費172万8,000円の増は、受水設備の補修を行うものです。

7目西公民館費15万7,000円の増は、公用車の廃車に伴い、新たに普通乗用車を1台リースするものです。

以上で、議案第72号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） 歳出のほうのですね、18ページ、目2老人福祉費の中に市民後見人養成事業というのがあると思うのですが、こちらのですね、委託事業となっていますので委託先をどういうところを考えているのか。

そして、講座の内容ですとかボリュームを簡単に結構ですので、お知らせいただけたらと思います。

○議長（松原政勝君） はい、介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 質問にお答えいたします。

市民後見人養成事業の委託先につきましては、一応、東京大学政策ビジョン研究センター、こちらのほうに委託を予定しております。

それからカリキュラムにつきましては、市民後見人養成研修カリキュラム、こちらは東

大のほうで作成していただいているものなのですが、まず50時間の研修を予定しております。

そのうち基礎研修、専任講師による研修につきましては、講義24時間というふうになっております。

二つ目の実務研修につきましては、各自治体による座学ですね、それからの実習、レポート作成ということで、26時間予定をしております。

中身につきましては、市民後見概論ですとか成年後見制度概論、それから任意後見制度、任意後見の事例と課題ですとか、それぞれ専門的なものになっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 4番木嶋議員。

○4番（木嶋悦寛君） かなりボリュームも大きいもので、専門的な研修になると思うのですが、そもそも市民後見の制度、成年後見制度もそうなのですが、そうしたことが住民の方たちに、きちんと周知がなされているのかどうかということが非常に重要なのかなと思いますし、そこで必要になってくる市民後見制度だと思うのですね。

それで、そちらのほうで十分周知されているということでこうした研修制度も、もちろん必要な部分ではありますので、早急に進めたほうが良いと思うのですが、住民の人たちのそういう意識ですとか、周知がどの程度熟成しているのかということと、後はそれを、もし、この研修等を機会にですね、そういうことを深めたいということであれば、そのあたりの、ちょっと考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（松原政勝君） 介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） お答えいたします。

住民への周知につきましては、まだ完全ということにはなっておりませんが、これを機にですね、町民の皆さんにこういう制度がありますということで、ぜひ、こういう活動にですね、かかわっていただきたいということと一緒にですね、取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、地域包括支援センターを中心にですね、こういう制度につきましては、年に一度程度ですね、関係者も含めてなのですが、こういう研修会ですとかも開催しているところです。

それから、今回の研修に先立ちましてですね、一応前もって、事前にですね、啓発セミナーというものを予定しております。

これから町民の皆様のほうにですね、チラシ等でですね、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 木嶋議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 9 議案第 7 3 号

○議長（松原政勝君） 次に、日程第 7 議案第 7 3 号平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第 7 3 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7, 3 6 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入です。補正額の欄で説明させていただきます。

初めに、歳入です。

4 款繰入金、1 項で 8 6 万 9, 0 0 0 円の増。

5 款繰越金、1 項で 3 万 1, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 9 0 万円を増額し、歳入予算の総額を 6 億 7, 3 6 0 万円とするものです。

次に、歳出です。

2 款下水道施設費、1 項で 4 5 万円の増。

3 款集落排水施設費、2 項で 4 5 万円の増。

歳出合計で 9 0 万円を増額し、歳出予算の総額を 6 億 7, 3 6 0 万円とするものです。

続きまして、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1 の総括は省略させていただき、歳入から御説明いたします。

5 ページをお開きください。

2、歳入です。目の欄の補正額で説明させていただきます。

4 款繰入金、1 項 1 目繰入金 8 6 万 9, 0 0 0 円の増は、歳出予算の増額に伴う一般会計からの繰入金の増額です。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 3 万 1, 0 0 0 円の増は、前年度繰越額の確定による増額です。

次に、歳出について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

3、歳出です。

2 款下水道施設費、1 項 1 目処理場費 4 5 万円の増は、別海終末処理場の非常用発電機のバッテリーが、経年劣化により蓄電能力が低下したため交換するものです。

3 款集落排水施設費、2 項 1 目処理場費 4 5 万円の増は、尾岱沼漁業集落排水処理施設の非常用発電機のバッテリーが経年劣化により、蓄電能力が低下したため交換するもので

す。

以上で、議案第73号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第73号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第10 議案第74号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第74号平成27年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第74号の内容説明をいたします。

別冊の平成27年度別海町介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,190万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。補正額の欄で申し上げます。

3款国庫支出金、2項で6万円の減。

4款支払基金交付金、1項で52万5,000円の増。

5款道支出金、1項で45万2,000円の増。

7款繰入金、1項で219万6,000円の増。

8款繰越金、1項で2,178万7,000円の増。

歳入合計で2,490万円を増額し、補正後の予算額を11億3,190万円とするものです。

4ページをお開きください。

歳出です。

4款基金積立金、1項で1,627万1,000円の増。

5款諸支出金、1項で862万9,000円の増。

歳出合計で2,490万円を増額し、補正後の予算額を11億3,190万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括については説明を省略し、7ページの歳入から説明いたします。

2の歳入です。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項 1 目調整交付金 6 万円の減。平成 27 年度普通調整交付金の交付額決定による減額です。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目介護予防事業交付金 5 2 万 5, 0 0 0 円の増。平成 26 年度介護予防事業費の確定による追加交付です。

5 款道支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 4 5 万 2, 0 0 0 円の増。平成 26 年度介護給付費の確定による追加交付です。

8 ページをお開きください。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2 1 9 万 6, 0 0 0 円の増。平成 27 年度低所得者保険料軽減負担金の交付に伴う一般会計繰入金の増額です。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2, 1 7 8 万 7, 0 0 0 円の増。平成 26 年度決算額確定に伴う剰余金の処分によるものです。

次に 9 ページをお開きください。

3 歳出です。

4 款基金積立金、1 項 1 目基金積立金 1, 6 2 7 万 1, 0 0 0 円の増。平成 27 年度積み立て見込み額の増額です。

5 款諸支出金、1 項 2 目償還金 8 6 2 万 9, 0 0 0 円の増。平成 26 年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による国、道支払い基金への返還金です。

以上で、議案第 74 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 74 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第 11 議案第 70 号

○議長（松原政勝君） 日程第 11 議案第 70 号平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第 75 号の内容説明をいたします。

別冊の平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、総則。

平成 27 年度別海町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出。

予算書第 3 条の収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出です。

1 款水道事業費用は、2 項で 1 2 9 万 6, 0 0 0 円の減額し、7 億 5, 6 1 7 万 6, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出

額に対して不足する額7億1,482万円は、減債積立金、1億4,063万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,105万6,000円、過年度分損益勘定留保資金5億3,313万1,000円で補てんするものとする。

支出です。

1款資本的支出、1項で1,750万1,000円を増額し、7億5,940万円とするものです。

2ページの平成27年度別海町水道事業会計補正予算実施計画の説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書です。ただいま款項について説明いたしましたので、目で説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出です。

1款水道事業費用、2項3目消費税及び地方消費税129万6,000円の減は、建設改良費の増額に伴う消費税及び地方消費税の納税額の減額です。

次に資本的収入及び支出の支出です。

1款資本的支出、1項2目施設費1,750万1,000円の増は、去る8月10日から11日にかけての集中豪雨により農地の一部が洗掘され、水道管が露出したことにより損傷事故が起り、断水が発生しました。現在は応急復旧済みではありますが、今後も同じ箇所と同様の事故が発生することが予想されますので、恒久的な対策としてルートを変更する改修工事の経費を増額するものです。

戻りまして、3ページをお開きください。

平成27年度別海町水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示した表になります。

下から3行目をごらんください。

資金増加額の見込みです。2億8,297万1,000円の減額となり、資金期末残高で26億8,745万2,000円となる予定です。

資金の減少の要因としましては、国営事業との共同事業負担金や水道管移設等の改修、建設改良費が主なものです。

次に4ページ、平成27年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目をごらんください。

当年度純利益の見込みです。2億2,114万8,000円となる予定です。

5ページの、平成27年度別海町水道事業予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第75号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

## ◎日程第12 議案第76号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第76号別海町個人情報保護条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第76号別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案は5ページ、議案資料は1ページをお開きください。

公平公正な社会を実現するための社会基盤を構築し、国民の利便性を高め、行政を効率化するための行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が平成25年5月31日に制定され、同法に基づく社会保障税番号制度が段階的に施行されています。

また、本年10月には住民票を有する全ての個人に個人番号、マイナンバーが通知されることとなりました。

番号利用法では、マイナンバーをその内容に含む個人情報を特定個人情報としており、高度な個人識別機能を有する特定個人情報に対して、通常の個人情報と比べて、さらに厳格な保護措置を講ずることとしています。

このようなことから、番号利用法第31条では、地方公共団体に対し、国等が講ずることとされている保護措置を踏まえ、特定個人情報の適切な取り扱いが確保され、また、特定個人情報の開示等を実施するために必要な措置を講ずるものと規定しています。

本町でも、特定個人情報を扱う各種事務を適切に執行するため、現在の個人情報の適正な取り扱い、権利、利益の保護等を定めた別海町個人情報保護条例について、番号利用法や番号利用法の規定により読みかえて適用される、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の趣旨を踏まえた所要の改正を行おうとするものです。

それでは、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は、1ページから11ページまでが条例の一部を改正する新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

次に、12ページをお開きください。

条例制定の資料となりますが、この資料によりに改正した条例の要旨説明をいたします。表は左から番号、改正条項、改正項目、最後に改正内容及び関係する法律条文等を記載しています。

初めに、番号1、第2条。この第2条では、この条例で使用する用語の定義を定めています。

初めに、第1号です。本条例の改正前における個人情報の定義で、生存する個人と規定していますが、死亡者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報である場合は、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。わかりやすく規定するために生存するという言葉を削除するものです。

また、改正前の条例では、法人等の役員情報を個人情報から除外していますが、番号利用法上の特定個人情報になることから、個人情報同様の適正な取り扱いを確保し、保護しなければならないため、除外規定を外すものです。

次に、第6号、特定個人情報の定義です。特定個人情報は番号利用法が定義する特定個人情報に該当するものとし、個人番号マイナンバーをその内容に含む個人情報としています。

次に第7号では、情報提供等記録を定義しています。情報提供ネットワークシステムが

開始され、特定個人情報の提供をするときに、情報照会者及び情報提供者に対して保存が義務づけられている記録事項で、だれとだれとの間でどのような情報が提供されたのかを記録するものです。

第8号では、保有特定個人情報について定義をしています。特定個人情報のうち、本町が保有しているものを言います。

次は、番号2、第7条、収集の制限です。

第1号では、この条における個人情報の定義から特定個人情報を除外するものです。特定個人情報の収集は番号利用法第19条の提供の制限、20条の収集、保管の制限の適用を受けますが、第7条では、特定個人情報を含まない個人情報の収集制限について規定しています。

特定個人情報を含まない個人情報の収集については、本人から収集することとしていますが、法令または条例の規定に基づくなど本人以外から収集する場合の条件を第3項で規定していますが、次の6号から8号を追加するものです。

一つ目の第6号は、訴訟のように改定と争っている場合は、相手の市長等は裁判所を通じて収集する必要があると考えられるなど、本人から収集したのでは、事務が公正、正確に行われないなど、事務の目的を達成し得ない場合が想定されるため設けた規定です。

二つ目の第7号は、この後の第8条で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で規定されている目的外利用、または提供の除外規定を新たに追加することにより収集側の実施機関にも当該規定を追加することに伴い設けた規定です。

三つ目の第8号は、収集する相手が公の機関であることを考慮して設けたものではありませんが、たとえ相手が公の機関であっても、個人情報の取り扱いには十分配慮すべきというのが本号の主旨となります。

次は、番号3、第7条の2、特定個人情報の収集等の制限です。特定個人情報の収集等の制限については、番号利用法20条の規定が直接適用されますが、わかりやすさを重視し、確認的規定として条例に設けるものです。

次は、番号4、第8条利用及び提供の制限です。第8条第1項では、この条における個人情報の定義から、特定個人情報を除外します。

13ページをお開きください。

さらに、同項に特定個人情報を除いた個人情報の目的外利用及び提供について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律で規定している、次の4号から6号までを追加するものです。

次の番号5及び番号6は、第8条で除外した特定個人情報の利用及び提供の制限を規定するものです。

番号5、8条の2では、特定個人情報の目的外使用は例外として、個人の生命、身体または財産の保護のため、緊急に必要な場合と規定します。

番号6、第8条の3では、特定個人情報の提供の制限については、番号利用法第19条の規定が直接適用されますが、わかりやすさを重視し、確認的規定として設けるものです。

次の番号7、第9条及び番号8、第10条では、各条における個人情報の定義から、特定個人情報を除外するものです。

番号9、第14条は自己に関する個人情報の開示の請求です。特定個人情報は番号利用法により法定代理人のほか、本人の委任により代理人となった者による開示請求等が認め

られていることに伴い改正をするものです。

番号10、第15号と番号14、第38条は、第14条で代理人の定義を定めたことによる、文言の修正です。

次は、14ページです。

番号11、第18条、開示をしないことができる個人情報です。開示請求者には代理人も含まれるため、本条で規定する開示請求者を当該個人情報の本人に限定するものです。

番号12、第26条の2は、番号利用法第30条の規定により、情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び情報照会者、または情報提供者に通知することとしているため、条例に規定するものです。

番号13、第27条、自己に関する個人情報の利用停止の請求です。情報提供等記録は番号利用法により、利用停止請求が認められないことに伴う改正です。

次の第1号から第2号は、情報提供記録を除く個人情報の利用停止、廃棄、消去、提供の停止を求めたもので、第1号では、今回の条例改正で制定しようとする第7条の2の規定で違反して収集されたもの。

第8条の2で違反して利用されているとき、または番号利用法第20条の規定に反して収集、保管されているとき、番号利用法第28条の規定に違反して作成された個人情報ファイルに、記録されているときは個人情報の利用の停止、廃棄、消去ができることを追加するものです。

第2号では、今回の条例改正で制定しようとする第8条の3の規定で違反して提供されているときは個人情報の提供の停止ができることを追加するものです。

番号15、第42条、他の制度との調整です。この条における個人情報の定義から特定個人情報を除外します。

最後に、番号16附則です。番号利用法では、条項により施行日が異なります。

番号利用法により個人番号が付番開始の平成27年10月5日を本条例の改正の施行日とします。

また、情報提供等記録に関する規定は、番号利用法附則第1条第5号に規定している地方公共団体と他の行政機関の間で情報提供ネットワークを利用した特定個人情報の利用が開始となる日から施行しようとするものです。

以上で、議案第76号の内容説明を終わります。

**○議長（松原政勝君）** 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

13番中村議員。

**○13番（中村忠士君）** これは法律が変わったから、それに伴って条例を変えるという内容であるということは承知しているのですが、一点ですね。特定個人情報とそれから一般的な個人情報を分離して、それぞれ扱うということになっていますけれども、法律そのものもそうなので、それに伴っての条例改正ということなのだと思いますが、条例の8条です、**「実施機関は個人情報取扱事務の目的以外に個人情報、特定個人情報除くを当該実施機関内において利用し、または当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない」**というので、例外規定をここに設けているわけですね。

1から7までであるわけですが、その中で、「7号に前各号に掲げるもののほか、別海町

個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他、相当の理由があると実施機関が認めるとき」というふうになっています。

この規定から事実上ですね、特定個人情報が除外されるわけですね。特定個人情報についてのいろいろな制限については、次の条項でいろいろ述べられているわけですが、外れるということは間違いなくということでもあります。

相当の理由があると実施機関が認めるときという除外条項があつて、ただしですね、その際、個人情報保護審査会の意見を聞いた上でとなっているわけですね。一般的な個人情報についてはこういうふうに審査会にかかるという、審査会の意見を聞いてというふうになるけれども、特定個人情報については、今申し上げたように、この規定から外れるわけですね。

本当に特定個人情報がですね、保護されるのかどうかということが、非常に疑問として出てくるのですが、それについてどういう認識になっているかお答えいただきたいと思えます。

○議長（松原政勝君） 総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） ただいまの御質問にお答えします。

特定個人情報については、番号利用法によりその運用が規定されていますので、そちらのほうで情報が守られるということになります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 確かに法律でさまざまな規定が行われています。それに基づいて条例でも利用の制限であるとか、あるいは提供の制限ということで条例上、規定をされているのだけでも、国会議員の論議の中でも、いろいろな問題が指摘をされています。

特定個人情報の利用や提供についての制限はあるのだけでも、総体的に言うのですね。これについては、個人が特定されない加工が行われれば、この情報については、売買ができるというふうになっています。

しかもですね、本人の同意がないままにそのことが行われるという可能性が出てきているということです。

だから私、そういう不安があるからね、法律そのものに不安があるから条例上そのことについてのしっかりした保護の規定はあるのかと。審査会から外れるということは大丈夫かというふうに今お聞きをしたわけですが、条例上をこうなっていると、こういうふうにしたいというようなことのお答えはどうもなかったような感じがします。

それで、続けてですね、ちょっとお聞きしたいのですが、法律上確かに特定個人情報の提供については、あるいは利用については、法律の第19条、20条で規定があります。法律の第19条の14号に、いろいろ制限がずっと書いてあつて、こういうときは、この保護から、保護というか利用してはならないという規定から外れるという内容で14号にですね。

その他これらに準ずるものとして、特定個人情報保護委員会規則で定めるところになっているのですが、今回提案された条例にはね、その特定個人情報について、一般的な制限条項はあるけれども、特にしっかり特定個人情報を保護するための審査会等、あるいは法律上もあるように保護委員会等ですね、設けて、しっかりと保護するのだということについてはないのですね。そういう点で、条例上、特定個人情報をしっかり保護するという点での考え方ですね。当局の考え方。それがなければいけないのではないかなというふうに

私は思っているのですが、その点でのお考えをお聞きします。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 中村議員の質問にお答えいたします。

年金機構のようなですね、漏えい事件があったということで、マイナンバーの漏えいに関する安全措置という観点からの御質問というふうに受けとめておりますけれども、マイナンバー制、制度あるいはシステムの両面からですね、さまざまな安全対策を講じるということになっております。

制度のほうなのですけれども、今中村議員おっしゃられたように、マイナンバーの取り扱いに関する監視、監督は第三者委員会である特定個人情報保護委員会が実施するということになっております。

これはおのおのの市町村の条例で定めるというのではなくてですね、国の機関としての特定個人情報保護委員会が設定をされるということの中で、これまでも説明させていただきましても、中間管理サーバー等での取り扱い等、そういうことに関する全ての安全管理措置に対する保護審査ということになっているものでございます。

先ほど、制度、システムの両面からということで申し上げましたけれども、まず制度の面からいきますと、例えばマイナンバーを用いた手続では厳格な本人確認の義務づけであったり、あるいはマイナンバー法の規定によるものを除いた特定個人情報の収集であったり、保管であったり、特定個人情報のファイルの作成を行ったりすることを厳格に法律では禁止をしているところでございます。

そして、罰則を強化しているということで、今申し上げましたようなことに関する罰則規定については、厳しくその条項を定められているということになっております。

また、システムの面でございますけれども、個人情報是一元的に管理せずに行政機関ごとに分散をして管理をする、あるいは行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーのほうを直接用いずに、暗号化した連携記符号を利用する、あるいはマイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人間を制限する、あるいはアクセス記録を管理するというようなことがシステムの面でも制限をされているものでございます。

今回、先ほど総務部次長のほうから申し上げました、個人情報保護条例にかかわる説明の中で、市町村における特定個人情報保護情報委員会というような意味合いの形のもので特定個人情報を制限するという、条例上の町の指定はないのかというような、御質問かというふうに想定をしているところでございますけれども、申し上げましたように、国で定めている制度面、システム面での制限により、現時点ではこのような観点から制御をするという仕組みになっておりますけれども、今後、法のほうが具体的に施行されていく中で、現在いろいろな角度から協議をされているところでございますけれども、そのようなものを踏まえながら、今後、想定をさせていただきたいなというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今、るる説明があったのですけれども、条例上ですね、きちっとした歯どめをかけておかなければ、個人情報というのは本当に守っていくことができないのではないだろうか。そういう観点で条例について、今、御質問をさせていただいたのですけれども、明らかにこの個人情報保護法ができる、そして、その論議の中でですね、一つの目的としては、新たな産業の創出ということが挙げられ、成長戦略の一つとし

て個人情報の利活用を促進するものだということが明らかになってきました。

担当大臣もですね、ビッグデータの利用などが考えられると明言しているのですね。そういうことから、個人情報の流出、一定の制限をすれば個人情報を流出というか、売買、やりとりしてもよいという方向に一気に流れていくと。自治体の責任はどうなるのかということも私心配しますのでね、そういう点で、しっかりと特定個人情報についても保護するのだと。こういうふうには、これから条例が決まって、そのあといろいろな細かい規則が決まっていく、法律もその手続がとられると思うので、その過程をやはり見ていきたいと思っておりますけれども、基本的な考えとして、個人情報をしっかり保護していくという自治体の責任があるだろうと、その点についてのお考えをですね、最後にちょっと聞きたいと思っております。

○議長（松原政勝君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

中村議員おっしゃられるとおりですね、この特定個人情報、個人情報をきちんと扱っていくということは、各自治体における責務だというふうには考えております。

今回の条例改正につきましては、今国でもですね、この番号利用法については、この施行に向かってですね、いろいろとまだ議論がされている部分もございますし、ただ、この10月5日からですね、実際には番号通知が行われるということに関してですね、必要最低限、この個人情報保護条例についても、必要な改正を、措置をとっておかなければならないという部分につきまして、今回は条例改正をさせていただいているところでございます。

いろいろ情報流出ですとか、先ほど総合政策課長からも説明をいたしました、各種セキュリティの確保等についてですね、今、町といたしましてもその対策をですねとっているところでございますし、また、今後この番号利用法が実施されていくに当たってですね、必要な措置を講じる必要も、必要な措置をしなければならないということも起きてくると思っておりますので、的確にですね、この実施状況を見ながら、町としてもきちんとした対応をしまいたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（松原政勝君） ほかにございませんか。

質疑を終わりたいと思っております。

ここで1時まで会議を休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（松原政勝君） 若干時間前でございますけれども、ただいまより始めたいと思っております。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎日程第13 議案第69号

○議長（松原政勝君） 続きまして、日程第13 議案第77号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第77号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定

について内容を説明いたします。

議案の9ページでございます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成25年5月31日に公布されたことに基づき、平成27年10月5日から国民一人一人に個人番号が付番され、平成28年1月1日から利用が開始されます。

この法律に基づき、市区町村は個人番号を付番し、平成27年10月5日以降に交付する通知カードにより本人に通知することとされています。

また、本人からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを平成28年1月1日以降交付するものとされております。

いずれのカードも初回の交付手数料及び経費については、国庫補助対象となっていることから、住民の皆様は費用負担はありませんが、紛失等により再交付となる場合の交付手数料経費については、国庫補助の対象とならないことが国から示されております。

このことから、再交付に係る手数料について規定するため、別海町手数料条例の一部を改正するものです。

なお、カード等の原価等を考慮して、国から示されている再交付手数料相当経費は、通知カードが500円、個人番号カードが800円であることから、同額を再交付の手数料額として規定するものです。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきますので、議案資料の15ページ、16ページをお開き願います。

別海町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後で下線の部分が今回改正を行うところでございます。

15ページ上段の第1条の規定による改正については、別表中「23項」として、「通知カードの再交付手数料500円」を追加するものでございます。

下段の第2条の規定による改正については、改正前の「20項」から「22項」までの住民基本台帳カードの項目について削除し、改正後「20項」として「個人番号カードの再交付手数料800円」を追加するものでございます。

附則といたしまして、「1項、施行期日」でございますが、「この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する」というものでございます。

「2項、経過措置」といたしまして、「第2条の規定の施行日前において同条の規定による改正前の別海町手数料条例別表の第20項から第22項までの規定により徴収すべきであった住民基本台帳カードの交付、再交付、または有効期限内の交付に係る手数料については、なお、従前の例による」とするものです。

以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第77号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第14 議案第78号

○議長（松原政勝君） 日程第14 議案第78号別海町牧柵等管理施設の設置及び管理

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 議案第78号、別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

別海町牧柵等管理施設は矢臼別演習場における演習実施の家畜被害を防止することを目的として、平成9年度から13年度において、飛び出し防止牧柵及び一時的に囲うための育成牛等一時管理施設を設置し管理してきております。

今年度、国が行う移転措置事業により、本町の酪農家が移転することになり、この酪農家が使用している育成牛一時管理施設は、その主たる利用目的を失うことになりました。

本施設は防衛省の補助事業を活用して設置されたことから、所管である北海道防衛局と協議した結果、移転に伴って実質的には施設の使用が見込まれないこと及び施設が耐用年数を経過し、適当な転用策もないことから、本施設の用途を廃止し、財産処分を行うことになり、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、本条例の別表は牧柵の設置及び育成牛等一時管理施設の設置位置に分かれております。

育成牛等一時管理施設の設置位置につきましては、さらに西春別地区、中西別地区、上風連地区の三つに分かれております。

今回の改正につきましては、育成牛等一時管理施設の設置位置、西春別地区の表、番号「6項」の欄の設置箇所地番「西春別295番地」、設置数「1基」、施設規模面積「333.00平方メートル」を削除し、空欄にするものでございます。

なお、附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する」というものでございます。

以上、議案第78号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第15 議案第79号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第79号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第79号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての内容説明をいたします。

議案は12ページ、議案資料は17ページをお開きください。

本議案は、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の一部変更及び新たに加入する団体及び脱退する団体が生じたことに伴い、組合格約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第2

90条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の朗読をもって説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第11章の規定に基づく町村議町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とかち広域消防事務組合」を加える。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第16 議案第80号

○議長（松原政勝君） 日程第16 議案第80号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第80号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての内容説明をいたします。

議案の14ページをお開きください。なお、議案資料は20ページになります。

規約の変更部分の新旧対照表を掲載しております。

本議案は、本町が加入している北海道市町村総合事務組合に、新たに加入する団体及び脱退する団体が生じ、組合理約の一部変更について地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

右側が改正前、左側が改正後となります。

改正箇所は、別表第1の組合を組織する地方公共団体のうち、石狩振興局から「道央地区環境衛生組合」を削り、構成地方公共団体数を「（16）」から「（15）」に変更し、渡島総合振興局から「南渡島青少年指導センター組合」を削り、構成地方公共団体数を「（17）」から「（16）」に変更し、十勝総合振興局から「東十勝消防事務組

合」、「北十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」及び「南十勝消防事務組合」を削り、新たに「とちかち広域消防事務組合」を加え、構成地方公共団体数を「(28)」から「(25)」に変更するものです。

また、別表第2では、共同処理する事務区分1から7の項の共同処理する団体から「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「池北三町行政事務組合」を削り、「音更町」、「士幌町」、「上士幌町」、「鹿追町」、「新得町」、「清水町」、「芽室町」、「中札内村」、「更別村」、「大樹町」、「広尾町」、「幕別町」、「池田町」、「豊頃町」、「本別町」、「足寄町」、「陸別町」、「浦幌町」を加えるものです。

また、共同処理する事務区分9の項の共同処理する団体から、「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」を削り、「とちかち広域消防事務組合」を加えるものです。

また、附則では、施行期日を定めるものです。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第17 議案第81号

○議長(松原政勝君) 日程第17 議案第81号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長(佐藤 告君) 議案第81号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容説明をいたします。

議案の16ページをお開きください。

なお、議案資料は23ページになります。

規約の変更部分の新旧対照表を掲載しております。

本議案は、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の増減により組合規約の一部変更及び組合規約を縦書きから横書きに改めることによる規約表示上の読みかえ規定について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

右側が改正前、左側が改正後となります。

別表、「組合を組織する市町村名及び市町村の一部事務組合名」の表から、「一部事務組合(石狩)」の項中からは、「道央地区環境衛生組合」、「(渡島)」の項中からは、「南渡島青少年指導センター組合」、「(十勝)」の項からは、「西十勝消防組合」、「北十勝消防事務組合」、「東十勝消防事務組合」及び「南十勝消防事務組合」を削除し、新たに「ちかち広域消防事務組合」を加えるものです。

また、附則第1項では施行期日を定め、附則第2項では、変更後の規約を縦書きから横書きとし、規約の表示上の読みかえ等の規定を設けるものです。

以上で、議案第81号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第73号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第18 議案第82号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第82号町道の路線廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） 議案第82号町道の廃止についての内容説明いたします。

議案の18ページをお開きください。

本案は、議案に記載しております3路線の町道を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

概要につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の25ページをお開きください。

既に認定している路線は708路線、総延長は1,192キロ800.68メートルで、平成26年度の道路改良工事等に伴う区域変更により、22.67メートル延長増となっており、合計で1,192キロ823.35メートルとなっています。

今回の廃止する路線は3路線で2,826.06メートルです。

これにより認定町道は705路線、延長は1,189キロ997.29メートルとなります。

次に、議案資料の26ページに廃止する路線の詳細を記載しております。

整理番号16の奥行臼停車場線は、一般道道上風連奥行線から旧奥行臼駅までを連絡する道路であります。標津線廃止後、一般車両の通行がなくなったため廃止するものであります。

整理番号361並びに527の2路線につきましては、道営の北矢臼別地区一般農道整備事業の実施に伴い、農道への変更が必要なため廃止するものであります。

位置図を27ページから29ページに記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第19 議案第83号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第83号あらたに生じた土地の確認及び町の区域変更（編入）についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 議案第83号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、内容を御説明いたします。

議案の19ページをお開きください。

本件は、平成25年第3回別海町議会定例会において、公有水面埋め立て出願に係る意見の議決を経まして、北海道が実施しておりました床丹漁協の物揚げ場嵩上げに伴う公有水面埋め立てが完了し、平成27年7月8日付けで北海道知事から竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、別海町の区域内にあらたに生じた土地を確認し、地方自治法第260条第1項の規定により、公有水面埋め立てにより生じた土地を別海町の区域に編入して知事に届け出をするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の30ページをお開き願います。

資料につきましては、床丹漁協の公有水面埋立区域図となっております。

図面の中央が床丹漁協となっております、上部が海岸の方向ということになっております。埋め立て位置につきましては、図面中央、床丹漁協の左岸及び右岸を縦長に朱線で囲った区域というふうになっております。

それでは、議案に戻りまして、本文を朗読させていただきます。

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、公有水面の埋立てによって、別海町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を町の区域に次のとおり編入するものとする。

1、所在、野付郡別海町床丹9番95、10番15、10番16、10番17、10番46及び10番54地先の公有水面埋立地。

2、地籍、93.61平方メートル。

3、編入する区域、野付郡別海町床丹。

以上で、議案第83号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第83号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

#### ◎日程第20 議案第84号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第84号工事請負契約の締結について（西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第84号の内容説明をいたします。

議案の20ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、6,197万400円（内消費税及び地方消費税額459万400円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町西春別駅前西町46番地、みどり建工株式会社、代表取締役庄司豊。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は7月3日から7月24日までの休日を除く15日間、応募者数は6者で資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は8月24日。島影建設株式会社、株式会社佐々木建設工業、株式会社岡田工務店、みどり建工株式会社、株式会社三共工務店、近藤建設株式会社の6者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,773万円、最低入札価格は5,738万円で、最低入札者であります本案のみどり建工株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年3月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の31ページをお開きください。

34ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、西春別小学校が別海町西春別宮園町50番地、上西別小学校が別海町西春別駅前西町2番地。

32ページに案内図を掲載しております。

工事概要ですが、工事名は、西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事。

構造は、両校とも鉄筋コンクリート造り、平屋建て、延べ床面積は、西春別小学校779.25平方メートル、上西別小学校1,036.25平方メートル。

耐震改修内容は、両校とも既設天井のグラスウールシステム天井と吊ボルトを撤去し、新たにグラスウールボード、吸音板を直張りするものです。

その他、バスケットゴール、スピーカー等の取り付け部を補強し、水銀灯照明をLED照明直付けにするものです。

また、内部ガラスの飛散防止フィルムを張る予定です。

33ページと34ページには、両校の講堂天井の改修前と改修後の天井伏図を掲載しています。いずれも資料図の詳細については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第84号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第84号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

○議長（松原政勝君） 日程第 2 1 議案第 8 5 号平成 2 6 年度別海町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第 8 5 号平成 2 6 年度別海町水道事業会計利益の処分についての内容を説明いたします。

議案の 2 1 ページをお開きください。

本件につきましては、平成 2 6 年度別海町水道事業会計未処分利益剰余金 8 億 2, 8 8 8 万 1, 3 9 7 円のうち 4 億 7, 3 4 4 万 3, 5 6 2 円を自己資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

総務省は、地方公営企業の経営の自由度を高めるなどの観点から、地方公営企業における資本制度を見直すこととし、平成 2 4 年に地方公営企業法の一部を改正し、法定積立金である減債積立金と利益積立金の積立義務を廃止し、条例に定めるところにより、または議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとし、本町においても平成 2 6 年 3 月に別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正し、事業年度における利益及び資本剰余金を処分できることとしております。

また、それとあわせ地方公営企業の会計基準の見直しも行われ、補助金負担金等により取得した固定資産の償却制度で任意適用が認められていた、みなし償却制度が廃止されました。

みなし償却制度とは、償却資産価格から補助金や負担金等を控除した価格をもって減価償却を行うことですが、貸借対照表では、補助金の充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できないことから、国も制度改正に踏み切ったものです。

みなし償却制度は任意の適用となっており、本町では、郊外地にある 1, 6 7 5 件、財源金額約 1 3 1 億円分、財源比で約 9 4 % の建物、構築物、機械器具などの資産をみなし償却資産とし、それ以外で、主に市街地の資産は、非みなし償却資産としています。

みなし償却資産につきましては、平成 2 4 年度に改正された総務省令に基づき、償却資産に係る補助金等の資本剰余金を貸借対照表で長期前受金に振りかえた上で、期間の計画に対応して減価すべき額を減額し、償却資産からも同額を減額する処理をすることになっており、本町も総務省令に従い処理を行っております。

また、非みなし償却資産につきましても改正された総務省令により、資本剰余金を長期前受金に振りかえた上で、期間の儉約化に対応して、減価すべき額を長期前受金収益化累計額に計上し、利益剰余金を振りかえるとしており、総務省令に従い処理を行っているところでございます。

未処分利益剰余金のうち、差額の 3 億 5, 5 4 3 万 7, 8 3 5 円は平成 2 6 年度分の利益剰余金ですので、別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例に基づいて減債積立金などに振りかえることとしておりますが、事業年度より過去の未処分利益剰余金、本議案の 4 億 7, 3 4 4 万 3, 5 6 2 円を自己資本金に組み入れることは、条例では対応できないことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この剰余金は資産の償却に伴うもので、現金でないことを申し添えます。

以上で、議案第 8 5 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第85号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

---

◎日程第22 認定第1号から日程第29 認定第8号

○議長（松原政勝君） 日程第22 認定第1号平成26年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第23 認定第2号平成26年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第3号平成26年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第4号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第5号平成26年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第6号平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第7号平成26年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第29 認定第8号平成26年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、この決算認定については特別委員会を設置し、綿密な審議をいたしたいと考えておりますので、内容については要点にとどめて説明願います。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） 認定第1号から認定第8号までの平成26年度別海町各会計決算についてですが、決算額等の要点をもって説明とさせていただきます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算についてでございます。

別冊の平成26年度別海町各会計決算書の3ページをお開きください。

3ページ、歳入ですが、歳入の合計で、収入済額で申し上げます。164億491万6,461円です。

次に7ページです。

歳出です。支出済み額の欄で申し上げます。162億7,118万4,756円。

次に8ページです。

歳入歳出差引残額は1億3,373万1,705円で、うち基金繰入額が4,000万円となっています。

次の事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

212ページをお開きください。

212ページは実質収支に関する調書ですが、単位は1,000円で表示しております。

歳入総額164億491万6,000円。歳出総額162億7,118万5,000円。差引額は1億3,373万1,000円。翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額5,891万8,000円。実質収支額は7,481万3,000円。実質収支額のうち、基金繰入額は4,000万円ということでございます。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計ですが、214ページをお開きください。

214ページの歳入の合計です。

収入済額ですが、25億2,392万4,524円。

次に、216ページです。

歳出ですが、支出済額は25億1,945万1,885円で、次のページの歳入歳出差引残額は447万2,639円となっています。

次に、235ページをお開きください。

235ページ、実質収支に関する調書です。

歳入総額25億2,392万4,000円。歳出総額25億1,945万2,000円。差引額は447万2,000円。実質収支額も同額の447万2,000円でございます。

次に、認定第3号の下水道事業特別会計です。

237ページをお開きください。

歳入の収入済額は6億3,326万7,684円です。

次に、239ページです。

歳出の支出済額は6億3,322万6,245円です。

次のページ、240ページの歳入歳出差引残額は4万1,439円となっています。

次に、254ページをお開きください。

254ページは、実質収支に関する調書です。

歳入総額6億3,326万7,000円。歳出総額6億3,322万6,000円。差引額は4万1,000円。実質収支額につきましても同額の4万1,000円でございます。

次に、認定第4号介護サービス事業特別会計です。

255ページをお開きください。

歳入の収入済額は4億7,316万1,628円です。

次に、257ページです。

歳出の支出済額は4億7,296万1,449円です。

次のページ、258ページの歳入歳出差引残額は20万179円となっています。

次に、268ページをお開きください。

268ページ、実質収支に関する調書です。

歳入総額4億7,316万1,000円。歳出総額4億7,296万1,000円。差し引き20万円。実質収支額につきましても同様の20万円でございます。

次に、認定第5号介護保険特別会計です。

270ページをお開きください。

歳入の収入済額は9億1,139万9,477円です。

次に、271ページです。

歳出の支出済額は8億8,960万2,375円。

次のページ、272ページの歳入歳出差引残額は2,179万7,102円となっています。

次に、284ページをお開きください。

284ページは実質収支に関する調書です。

歳入総額9億1,139万9,000円。歳出総額8億8,960万2,000円。差引額は、2,179万7,000円です。実質収支額についても、2,179万7,000円でございます。

次に、認定第6号後期高齢者医療特別会計です。

285ページをお開きください。

歳入の収入済額は1億3,987万460円です。

次に、287ページです。

歳出の支出済額は1億3,974万6,060円で、次のページ、288ページの歳入歳出差引残額は12万4,400円となっています。

次に293ページをお開きください。

293ページ、実質収支に関する調書です。

歳入総額は1億3,987万円。歳出総額1億3,974万6,000円。差引額は12万4,000円で、実質収支額につきましても同額の12万4,000でございます。

次に、財産に関する調書です。

295ページです。

最初に1の公有財産ですが、決算年度末現在高で申し上げます。

(1)の土地及び建物、土地の地積で、合計欄で9,215万836平方メートルでございます。

次に、横に行きまして、建物の延べ面積は、合計欄の決算年度末現在高です。

23万8,558平方メートルとなっています。

次のページへ移っていただきまして、296ページ、(2)山林です。

面積では、6,573万7,389平方メートルです。立木の推定蓄積量は67万977立方メートルでございます。

次に(3)有価証券ですが、合計欄で1億6,727万円です。

(4)出資による権利ですが、合計欄で9億6,863万1,000円です。

右のほうになります。2の物品です。

小型乗用自動車からのトラクターまでで、159台の保有となっております。

次に、3の債権ですが、奨学資金貸付金など年度末現在高は9,761万9,000円となっています。

次のページの4基金ですが、別海町財政調整基金ほか、次のページまであります。

次のページまで、全部で24の基金の状況についてです。

年度末現在高の合計では47億5,719万7,000円となっております。

次に、299ページは運用基金の状況についての再計であります。

運用基金につきましては、直接基金会計において支出ができるものですが、本年度現在高は現金、または預金で表示されております。

早坂善也奨学基金は241万2,000円。

別海町土地開発基金では1億7,584万2,000円となっております。

次に、公営企業会計の決算について説明いたします。

別冊の平成26年度別海町公営企業会計決算書の1ページをお開きください。

認定第7号の町立別海病院事業決算についてでございます。

最初に収益的収入及び支出の収入です。病院事業収益の決算額は20億8,956万5,539円です。次に支出ですが、病院事業費用決算額の欄で21億3,941万7,765円となっております。

次に、2ページです。

資本的収入及び支出の収入ですが、資本的収入の決算額は1億1,587万5,000円です。次に、支出では、資本的支出決算額で1億6,975万4,952円となっております。

財務諸表以下につきましては省略をさせていただきますが、当年度純損失は2,062

万4,493円ということになっております。

次に、認定第8号の水道事業会計決算についてでございます。

19ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入からです。水道事業収益の決算額は9億9,662万7,448円です。支出では、水道事業費用の決算額で7億5,790万8,969円となっております。

次に、20ページです。

資本的収入及び支出です。まず収入の資本的収入は、決算額で757万1,240円です。次に、支出の資本的支出では、決算額は4億2,261万9,675円となっております。

なお、財務諸表以下につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、当該年度純利益は2億1,818万5,694円となっているものでございます。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本件認定には、監査委員の決算審査意見書を付けておりますので申し添えます。

以上で説明を終わります。

**○議長（松原政勝君）** 認定第1号から認定第8号までの平成26年度別海町各会計決算認定8件についての内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

**○議長（松原政勝君）** 質疑を終わります。

この審査につきましては、7人で構成する平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松原政勝君）** 異議なしと認めます。

したがって、この審査は、7人で構成する平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでお諮りをいたします。

ただいま設置いたしました平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、議長において指名いたします。

1番小椋議員、2番外山議員、5番松壽議員、7番今西議員、11番瀧川議員、14番渡邊議員、15番佐藤議員の7名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（松原政勝君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7名の議員を平成26年度別海町各会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

ここで正副委員長互選のため、15分間休憩いたします。

なお、本特別委員会を直ちに委員会室１でお開きください。

午後 ２時０２分 休憩

---

午後 ２時１５分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成２６年度別海町各会計決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告いたします。

委員長に松壽委員、副委員長に今西委員、以上のとおり互選されました。

ここでお諮りします。

平成２６年度別海町各会計決算審査特別委員会の審査期間は、平成２７年９月９日から次期定例会までといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間を平成２７年９月９日から次期定例会までとすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第３０ 報告第５号

○議長（松原政勝君） 次に、日程第３０ 報告第５号専決処分の報告について、工事請負契約の一部変更を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第５号の内容を説明いたします。

議案書の３１ページをお開き願います。

報告第５号の専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年８月２０日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成２７年６月２６日議案第５５号により議決を経て締結した、北光進地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「５，７５６万４，０００円（内消費税及び地方消費税額４２６万４，０００円）」を、「５，６０６万２，８００円（内消費税及び地方消費税額４１５万２，８００円）」に改める。

変更の内容につきましては、草地への取り付け道路について新たな地権者が草地の使用形態を変更することに伴い、取り付け道路の形状変更及び不要となる取り付け道路が生じたことから、１５０万１，２００円減額となったものです。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

---

### ◎日程第31 報告第6号

○議長（松原政勝君） 日程第31 報告第6号平成26年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第6号の内容説明をいたします。

議案の32ページをお開きください。

報告第6号平成26年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度、健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該各比率を議会に報告し、かつ公表をしなければならないと規定されており、ここに報告するものです。

なお、監査委員の意見につきましては、平成26年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また、本日、議会への報告とあわせて、町のホームページ上でも公表。広報紙べつかいには決算状況とあわせて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表をごらんください。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標があります。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字が標準財政規模に占める比率をあらわし、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

平成26年度の一般会計の決算は黒字となったことから、赤字比率は生じていません。

二つ目の連結実質赤字比率も、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、町の全ての会計で黒字決算となったことから、こちらも赤字比率は生じていません。

三つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率をあらわし、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となります。

平成26年度の比率は12.3%となり、地方債の発行が制限されている早期健全化基準の25%や財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35%は下回っております。前年度からは0.7ポイント改善しております。

四つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率をあらわし、債務の負担が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

平成26年度の比率は57.6%で、こちらも早期健全化基準である350%を下回っております。前年度からは1.9ポイント改善しています。

次に、その下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表します。

当町では、下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、平成26年度は三つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じておりません。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

---

### ◎日程第32 報告第7号

○議長（松原政勝君） 日程第32 報告第7号平成26年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 報告第7号平成26年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告書についての内容を説明いたします。

議案の33ページをお開きください。

本件につきましては、平成25年度別海町下水道事業特別会計で設定した特定環境保全公共下水道事業、別海終末処理場機械電気設備改築更新工事の継続費について、平成26年度で継続年度が終了したため精算報告書を調製したもので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

34ページ、こちらが平成26年度別海町下水道事業特別会計継続費精算報告書となります。

款1下水道施設費、項1下水道施設費、事業名、特定環境保全公共下水道事業は、5年間の継続事業で、全体計画合計は1億1,200万円で、平成25年度年割額が3,400万円、平成26年度年割額が7,800万円の計画に対し、実績は平成25年度が3,400万円、平成26年度が7,800万円、実績合計で1億1,200万円となりました。

実績合計の財源内訳は、国庫支出金が6,160万円、地方債が4,740万円、その他の財源が300万円となっております。

それぞれの年度の財源内訳は、平成26年度の地方債で30万円の減額、その他の財源で30万円の増額となりましたが、その他は報告書記載のとおりであり、事業も予定どおり継続年度を終了したところであります。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

---

### ◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員